

# 新たな海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾) の指定に係る港湾管理者への意向調査の結果について

---

令和4年9月20日

国土交通省 港湾局

- 2030年及び2040年の導入目標の実現に向けて、「2050年カーボンニュートラルに向けた基地港湾のあり方に関する検討会」において、基地港湾の全国配置及び各基地港湾の面積・地耐力等に関する検討を実施。
- 上記検討結果を踏まえつつ、①大規模化する基地港湾への対応、②洋上風力発電の案件形成強化に向けた事業者の予見性向上、③計画的・効率的な投資等の観点も加味して、新たな基地港湾の指定に向けた考え方を整理する。

## 観点①

洋上風車の大型化、洋上風力発電所の大規模化にあわせて、基地港湾に求められる面積が大きくなる中、将来の基地港湾指定の可能性を示すことで、一定のまとまった面積を有する埠頭について、虫食いの開発を防ぐよう港湾管理者を促す。

## 観点②

洋上風力発電の導入促進を図る上で、事業者の予見性向上は必要不可欠。促進区域や有望な区域が明らかとなる前段階から、発電事業者において、どの港湾を拠点に洋上風力発電設備の設置及び維持管理を行うかの検討ができるようにする。

## 観点③

計画的・効率的な投資の観点から、周辺海域における洋上風力発電の導入の蓋然性ととも、中長期ニーズを踏まえることとする。

## 基地港湾の指定に係る基準

### - 規模及び構造に関する基準

洋上風車の大型化、洋上風力発電所の大規模化を踏まえ、基地港湾の指定に係る基準のうち、規模及び構造に関する基準は「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた基地港湾のあり方に関する検討会」の検討結果との整合性を確認するなど、指定時点の最新の知見(我が国のみならず世界の動向等を含む)に基づいて判断することとする。

### - 利用見込みに関する基準

洋上風力発電の導入の蓋然性が必ずしも高くない海域周辺に基地港湾の指定・整備を行うことは、効率的な投資の観点から望ましいものではなく、基地港湾の指定に係る基準のうち、利用見込みに関する基準は現状のままとする。

### - 港湾計画における「海洋再生可能エネルギー発電設備等の基地機能を導入する区域」の位置づけ

港湾計画との整合性は必要不可欠であり、現状のままとする。

## 基地港湾の指定に向けた取り組み

### - 将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(ふ頭)の整理

必要面積確保や発電事業者の予見性向上の観点から、将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(ふ頭)を整理し、対外的に示すこととする。

上記に当たっては、港湾の利用状況や、当該港湾の目指すべき方向性との整合を確認する観点から、港湾管理者に対する基地港湾指定に関する意向調査を行い、事務局で取りまとめ、洋上風力促進小委員会にて審議する。

港湾管理者への意向確認にあたっては、基地港湾として十分な面積が確保されない場合であっても、近隣港湾を基地港湾を補完する港湾として利用する可能性を念頭において調査を行う。

### - 将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾の見直し及び留意点

将来的に基地港湾の見込みのある港湾については、洋上風力を取り巻く情勢の変化を踏まえ、適切な時期に見直しを行っていくものとする。そのため、将来的に基地港湾の見込みがあるとされた港湾についても、基地港湾の指定が約束されたものではなく、上記記載の基地港湾の指定に係る基準の適合を確認する必要があることに留意が必要。

# 基地港湾の指定に係る港湾管理者への意向調査の実施

## 調査対象・調査期間

調査対象： 港湾管理者(932者)

調査期間： 令和4年3月11日 ~ 5月13日

## 調査事項

### ①洋上風力発電所の立地を想定するエリア

### ②指定を想定する港湾・埠頭

現在の利用状況

当該埠頭を基地港湾として利用する場合の現状の港湾機能を代替する方策

### ③基地港湾として想定する規模(面積・地耐力等)

整備内容、整備時期、整備費用

### ④港湾利用者等地元関係者の意向

都道府県エネルギー一部局、市町村、港湾利用者、その他関係者

### ⑤基地港湾を通じた港湾振興、地域振興の考え方

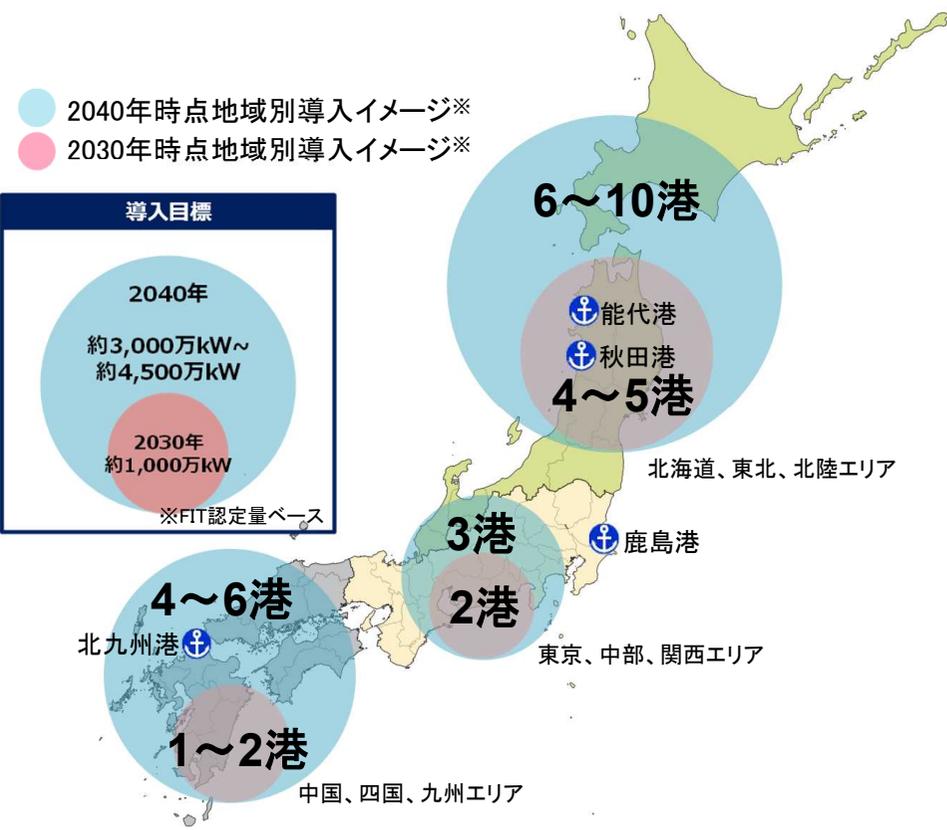
## 調査の留意点

- 将来的に基地港湾の見込みのある港湾については、洋上風力を取り巻く情勢の変化を踏まえ、適切な時期に見直しを行っていくもの(港湾管理者は、今回の意向確認に関わらず、今後の状況の変化等により、今後の見直しにおいて、基地港湾を志向することも可能。)
- 効率的な投資の観点から既存ストックの有効活用が望ましく、また、洋上風力発電の速やかな導入に向けて、港湾整備において整備効果の早期発現や効率的な投資の観点より、整備に長期間を要する大規模な埋立等よりも既存ストックを有効活用して整備期間が短いものが望ましい点を念頭に調査結果をとりまとめることとする。

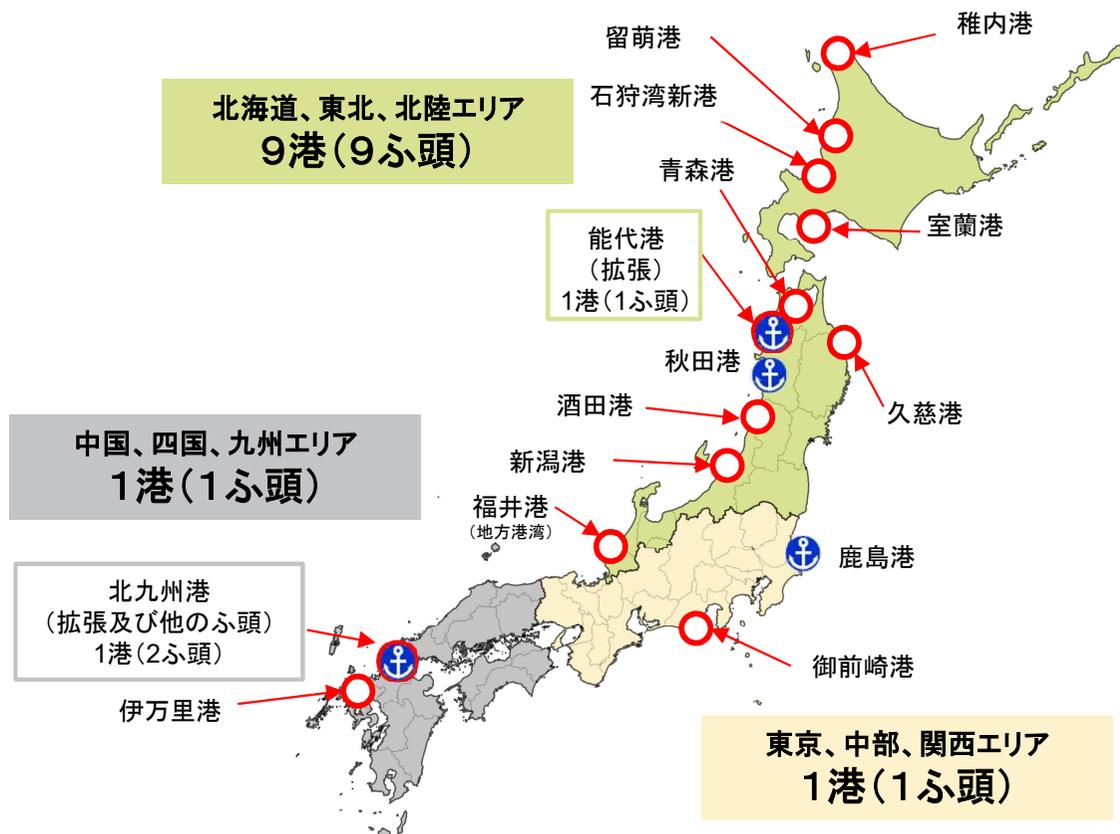
# 基地港湾の指定に係る港湾管理者への意向調査結果の概要

○ 基地港湾指定に関する意向調査を実施(令和4年3月11日～5月13日)した結果、11港(11ふ頭)の港湾管理者から基地港湾の指定、2港(3ふ頭)から基地港湾の拡張の意向が示された。

## 地域別の基地港湾の必要数の目安(試算)



## 港湾管理者より意向調査票の提出があった港湾



- 新たな基地港湾として指定の意向があった港湾(ふ頭) 11港(11ふ頭)
- ⚓ 指定済の基地港湾のうち拡張等の意向があった港湾(ふ頭) 2港(3ふ頭)

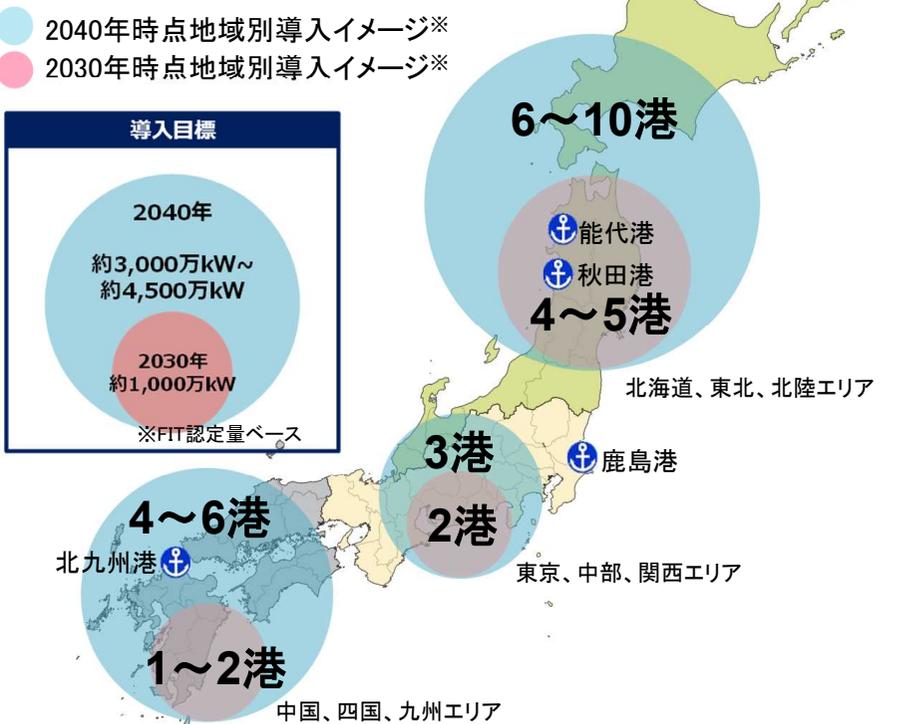
(出所) 2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方検討会を基に作成

# 地域別の基地港湾の必要数の目安と意向調査結果の比較

- 北海道・東北・北陸エリアについては、指定済みの基地港湾数と新たに指定の意向のあった港湾数を合計すると、2040年までの基地港湾の必要数の目安を上回る結果となった。
- 東京・中部・関西エリア及び中国・四国・九州エリアについては、指定済みの基地港湾数と指定の意向のあった港湾数を合計すると、2040年までの基地港湾の必要数の目安を下回る結果となった。

## 地域別の基地港湾の必要数の目安(試算) <再掲>

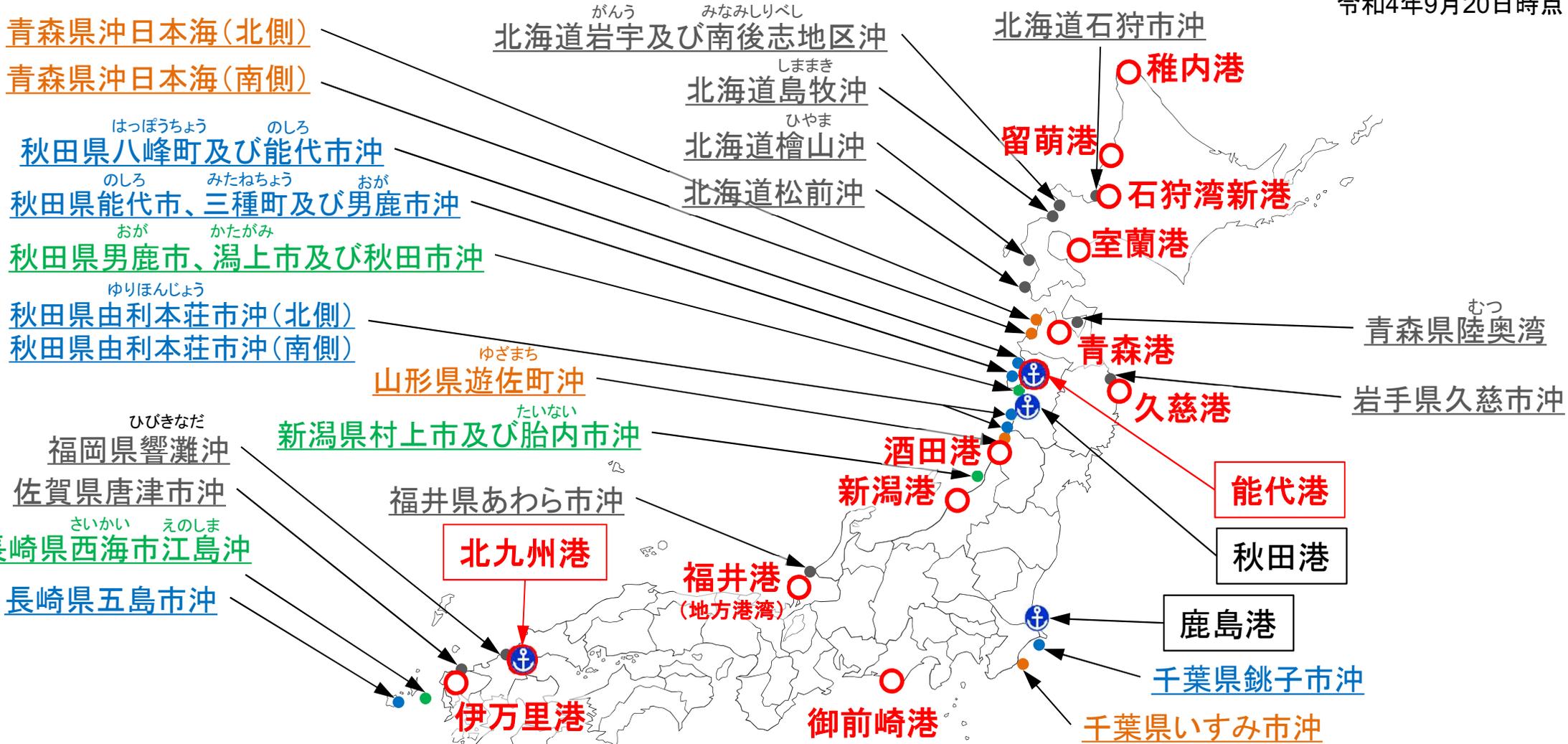
## 地域別の基地港湾の必要数の目安(試算)と意向調査結果の比較



地域		2040年まで
北海道・東北・北陸	基地港湾の必要数の目安(左図)	6～10港程度
	計	11港
	指定済みの基地港湾	2港(能代港、秋田港)
	新たに意向が示された港湾	9港 (稚内港、留萌港、石狩湾新港、室蘭港、青森港、久慈港、酒田港、新潟港、福井港(地方港湾))
東京・中部・関西	基地港湾の必要数の目安(左図)	3港程度
	計	2港
	指定済みの基地港湾	1港(鹿島港)
	新たに意向が示された港湾	1港(御前崎港)
中国・四国・九州	基地港湾の必要数の目安(左図)	4～6港程度
	計	2港
	指定済みの基地港湾	1港(北九州港)
	新たに意向が示された港湾	1港(伊万里港)

(出所) 2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方検討会を基に作成

(参考)港湾管理者より意向調査票の提出があった港湾及び促進区域等の位置図



- 凡例
- : 促進区域(6区域)
  - : 促進区域案(8月25日から9月8日まで公告・縦覧を実施)(3区域)
  - : 「有望な区域」(4区域)
  - : 一定の準備段階に進んでいる区域(10区域)
  - ⚓ : 基地港湾(令和2年9月2日指定)(4港)
  - : 新たな基地港湾として指定の意向があった港湾(11港)
  - ⚓ : 指定済みの基地港湾のうち拡張等の意向があった港湾(2港)

# 意向調査結果のまとめ

- 各港湾管理者において、洋上風車の大型化や洋上風力発電所の大規模化に対応可能な一定のまとまった面積を有する計画を検討していることが確認された。
- 北海道・東北・北陸エリアについては、必要数の目安を満たす意向が示された。
- 一方、東京・中部・関西エリア及び中国・四国・九州エリアについては、必要数の目安を下回る意向結果になったが、促進区域等の具体的な案件形成が進むことで、新たな基地港湾利用のニーズが高まってくるものと考える。  
今後、周辺海域における案件形成の状況を注視しながら、適切な時期に基地港湾の提供を行うことができるよう、港湾管理者との連携・調整を図ることとする。
- 港湾管理者の提出内容については、工期短縮や既存ストックの有効活用等によるコスト削減の方策、補完港の有効活用、長期的視点に立った港湾機能との調和等について引き続き検討する必要がある。



今後の基地港湾の指定については、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認したうえで指定の判断を行うこととする。

## 意向調査結果の整理・公表の方針(案)

- 前回の洋上風力促進小委員会(令和4年2月28日)において、必要面積確保や発電事業者の予見性向上の観点から、「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(ふ頭)」を整理し、対外的に示すこととしていたところ。
- 今回の意向調査では、基地港湾の必要数の目安に対して、エリア毎に偏りのある意向が示されたが、個々の港湾で見たときに、貴重な港湾空間の有効活用等の観点から様々な検討事項を有していること、また、周辺海域における案件形成の更なる進展が期待される状況にあることから、「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(ふ頭)」として整理・公表することは現時点では不適切であると思料。
- 他方で、今回の意向調査で得られた情報は、発電事業者の予見性向上に資すると考えられることから、港湾管理者から将来的に基地港湾の指定を受けたいと意向のある港湾や指定済みの基地港湾で拡張等の意向のある港湾を、「基地港湾の指定等の意向のある港湾(ふ頭)」として、今回調査結果を整理・公表することとしたい。

- 1 今後の基地港湾の指定については、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、本委員会に諮り、指定に係る基準への適合性を確認することを考えているが、この方針でよいか。
- 2 意向調査の結果を踏まえ、前回の委員会で示したような「将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(ふ頭)」として整理・公表することは、現時点では不適切であると考えするため、港湾管理者から「基地港湾の指定等の意向のある港湾(ふ頭)」として、結果を整理・公表することとしたいが、この方針でよいか。
- 3 「基地港湾の指定等意向のある港湾(ふ頭)」として、次頁のように整理・公表することを考えているが、この方針でよいか。

# 基地港湾の指定等の意向のある港湾(ふ頭)

## 留意点

- ・ 本表に掲載されている港湾は、港湾管理者から将来的に基地港湾の指定を受けたいと意向のある港湾や指定済みの基地港湾で拡張等の意向のある港湾を整理したものであり、基地港湾の指定が約束されたものではない。
- ・ また、本表に掲載されている港湾について、工期短縮や既存ストックの有効活用等によるコスト縮減の方策、長期的視点に立った港湾機能との調和等について引き続き検討する必要がある。

※ 本表は令和4年5月時点の意向調査結果を元に作成したものであり、今後、港湾管理者において検討のうえ内容が変更される可能性がある。

※ 本表に掲載されているすべての港湾(ふ頭)において、地耐力の強化が必要である。

## 基地港湾の指定の意向のある港湾

※PA: プレアッセンブリ

港湾名	埠頭名	PAエリアの岸壁水深(m)		PAエリアの岸壁延長(m)		隣接岸壁の有無	用地面積(ha)	
		現状	整備後	現状	整備後		現状	整備後
北海道・東北・北陸ブロック								
稚内港	末広地区 末広埠頭	-12	-12	240	240	有	16	16
留萌港	三泊地区 三泊埠頭	-12	-14	240	520	有	36.3	47.7
石狩湾新港	新港東地区 東埠頭	-10	-12	185	230	有	12.6	13.6
室蘭港	崎守地区 崎守埠頭	-12	-12	240	240	有	17.5	17.5
青森港	油川地区 油川埠頭	-	-12	-	460	有	10.9	17.1
久慈港 ※浮体式洋上風力発電設備への対応の意向あり	諏訪下地区 諏訪下埠頭	-	-12	-	300	無	4.1	20
酒田港	外港地区	-	-12	-	230	無	41	41
新潟港	(東港区) 南ふ頭地区 南ふ頭	-10	-12	230	230	無	29	29
福井港 (地方港湾)	中央地区 中央ふ頭	-10	-10	185	185	無	2.4	15
東京・中部・関西ブロック								
御前崎港	女岩地区 西ふ頭	-	-14	-	700	無	13	40
中国・四国・九州ブロック								
伊万里港	浦ノ崎地区	-	-12	-	230	無	43	43

## 指定済みの基地港湾で拡張等の意向のある港湾

港湾名	埠頭名	PAエリアの岸壁水深(m)		PAエリアの岸壁延長(m)		隣接岸壁の有無	用地面積(ha)	
		現状	整備後	現状	整備後		現状	整備後
能代港	大森地区 大森埠頭	-10	-12	180	230	有	8	15
北九州港	響灘東地区	-10	-10	180	180	有	8	12.5
	響灘西地区 ※浮体式洋上風力発電設備への対応の意向あり	-	-15	-	540	無	39.8	39.8

(参考)2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会とりまとめより

50万kW規模の発電所の施工に必要な基地港湾の規模(面積)

○ プレアッセンブリエリアの岸壁のみ利用 : 約 27.5~32.0 ha

○ プレアッセンブリエリアの岸壁及び隣接岸壁を利用 : 約 12.5~14.5 ha